

一時預かり利用者負担額軽減事業費補助金について

○一時預かり利用者負担額軽減事業費補助金とは

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等の児童が、一時預かり事業を利用した場合にその利用者負担額を一部補助するものです。

○補助対象世帯及び基準額

補助金の対象者の要件に応じ、補助基準額の上限額と一時預かりの利用で支払った利用者負担額を比較して、いずれか低い額が補助金額となります。

対象となる世帯	補助基準額(対象児童1人あたり)
生活保護世帯	3,000円/日
住民税非課税世帯(※)	2,400円/日
住民税所得割合算額(※)が77,101円未満の世帯	2,100円/日
要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯等	1,500円/日

※対象世帯の判定は、4月～8月の一時預かり利用分は前年度住民税、9月～翌3月の一時預かり利用分は当該年度住民税の状況によって判定します。

◆住民税の確認を要する年度の課税地がつくば市外の場合は、課税(非課税)証明書等を御提出ください。

(例 令和7年度申請の場合)

令和7年4月から8月までの一時預かりの利用

→令和6年度課税額で判定。令和6年1月1日現在、住民票がある市区町村で課税

令和7年9月から令和8年3月までの一時預かりの利用

→令和7年度課税額で判定。令和7年1月1日現在、住民票がある市区町村で課税

◆保育所入所申込を行い、保留となり、継続して審査を行っている場合は対象外となります。

◆当該利用月において、子育てのための施設等利用給付(幼保無償化給付)を受けている場合、本補助事業は対象外となります。

◆世帯としての補助要件になるため、世帯員のうちいずれかのみが満たす(例:父母のうち片方のみが非課税等)場合は本補助金の対象外となります。

○対象施設

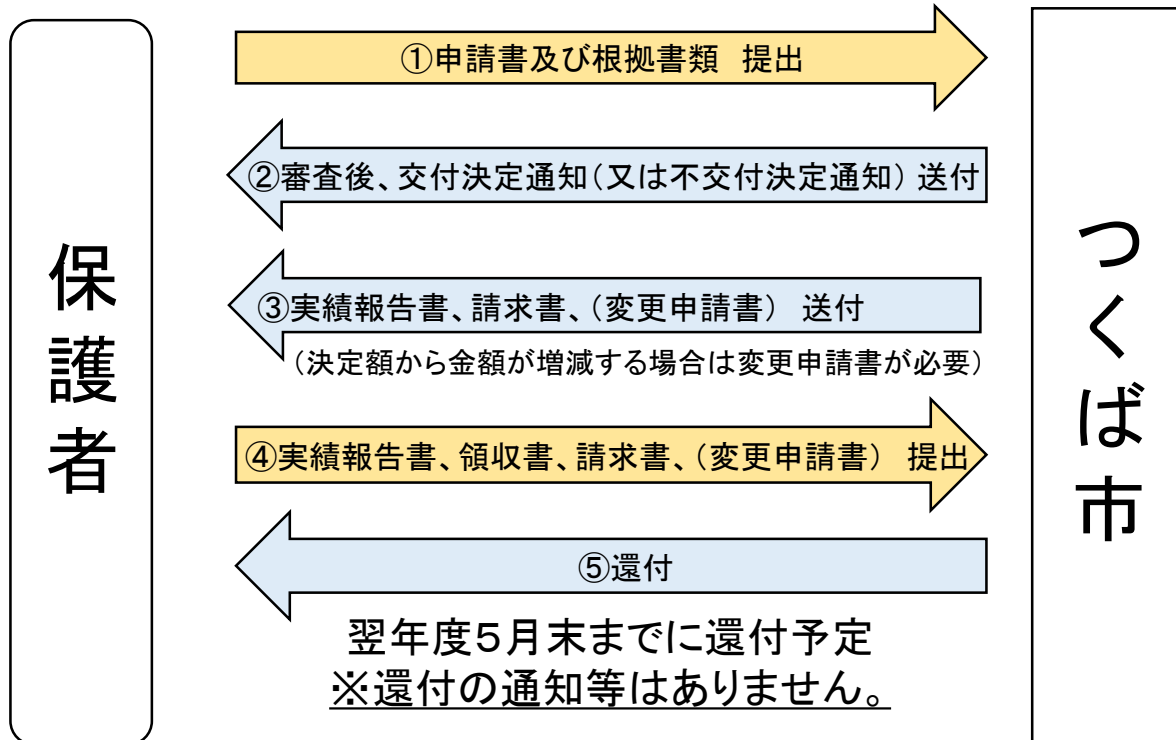
つくば市HPリンク
(一時預かりについて)▼

一時預かり事業実施施設
(一時預かり事業開始届出が出ている施設に限る)

※市内対象施設は右記QRコードから御確認ください



○手続きの流れ(例)



○注意事項

- ・この補助金は当該年度内の利用分が対象となり、それ以外は対象となりません。
- ・交付決定者には3月頃を目安に市から実績報告の案内を送付予定です。実績報告には、一時預かりを利用した際の領収書が必要です。
- ・当該年度分をまとめたの還付になります。
分割還付等に対応できないため、当該年度分の利用がすべて終了してから実績報告書を提出してください。
- ・申請や実績報告・請求の手続きにはそれぞれ締切りがあります。
締切りを過ぎてしまった場合、還付が受けられない可能性があります。
ご了承ください。